

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和44年岩手県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教頭等の専決事項)</p> <p>第6条の2 教頭、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、舎監長、舎監及び分校主任並びに寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、その職務に関し、第5条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で校長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p>	<p>(教頭等の専決事項)</p> <p>第6条の2 教頭、<u>主任指導教諭、指導教諭</u>、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、舎監長、舎監及び分校主任並びに寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、その職務に関し、第5条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で校長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。